

奄美市長 殿

誓約書

奄美市タクシー事業者等支援金の交付申請について、要綱及び本事業の趣旨を理解し、下記の全ての内容について誓約します。

記

- 本事業の申請要件を全て満たしています。
- 本事業の趣旨の一つである、鹿児島県による飲食店に対する営業時間の短縮要請（要請期間：令和 3 年 5 月 10 日から令和 3 年 5 月 23 日まで）により影響を受けた運転手へ支援をすることを理解し、交付された支援金を速やかに運転手へ支給します。
- 支援金受領後 30 日以内に支援金を運転手へ支給し、支給実績報告書（別記第 6 号様式）を提出します。提出できなかつた場合は、支援金の返還に応じます。
- 支給を予定していた額を運転手へ全額支給できなかつた場合は、申請した支援金額と支給実績との差額の返還に応じます。申請者が法人の場合は、その同額の法人への支援金の返還に応じます。
- 申請内容に虚偽があつた場合又は要件に該当しない事実が判明した場合で、支援金を既に受領しているときは、その返還に応じます。

住 所

事業者名

代表者名

㊞